

別添 3 の 1

畜産副産物適正処分等推進事業

(国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等)

第 1 定義

1 原皮事業者

生皮を原皮に加工する事業者であり、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号。以下「化製場法」という。）第 3 条第 1 項に規定する都道府県知事の許可を受けている者
- (2) 化製場法第 8 条において準用する同法第 3 条第 1 項に基づく都道府県知事の許可を受けている者
- (3) (1) 又は (2) 以外の者であつて、都道府県知事の推薦があつた者

2 原皮

食肉処理施設において発生した牛及び豚の生皮（脱脂を施したものを含む。）に塩蔵その他の保存措置を施したもの

第 2 事業の内容

1 国産原皮分析評価等推進

公募団体は、国産原皮の特性について客観的な評価等を行い、その特性等をなめし事業者等に広く発信することで国産原皮の競争力を強化させることを目的として、検討会の開催、事例調査、分析・評価、リーフレット等の作成・配布等の取組を実施するものとする。

2 国産原皮品質向上等推進

公募団体は、国産原皮の品質向上等を推進するため、(1) から (3) までの取組を実施するものとする。ただし、(1) のア及び (2) の取組については、協同組合等が実施することができるものとする。

- (1) 国際競争力のある高品質な原皮を生産するための次に掲げる取組。
 - ア 機械装置（フレッシュマシン等をいう。以下同じ。）の整備
 - イ 機械装置をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減
- (2) (1) により生産した原皮について、その品質向上の効果を検証・確認するため、なめし事業者にウェットブルー加工を委託する取組。
- (3) 原皮に付加価値を創出するための調査、実証等を行う取組。

3 国産原皮新用途開発等推進

公募団体は、皮革製品の原料としての利用に適さない低品質な原皮等について、新たな用途を検討するため、検討会の開催、事例調査、分析・実証・評価、リーフレット等の作成・配布等の取組を実施するものとする。

4 国際競争力の強化等の推進

公募団体は、1から3までの取組を推進するために必要な検討会の開催、調整、指導、現地確認等の取組を実施するものとする。

第3 事業の要件等

1 第2の2の(1)の取組で整備した機械装置の取扱い

- (1) 公募団体は、購入又はリース事業者からの借り受けにより機械装置の整備を行うこととし、整備した機械装置を自ら管理し、又は原皮事業者に貸し付けるものとする。
- (2) 公募団体は、機械装置をリース事業者から借り受ける場合にあっては、リース事業者とリース契約を締結するものとする。
- (3) 公募団体は、(1)で整備した機械装置を原皮事業者に貸し付ける場合にあっては、当該原皮事業者との間で貸付契約を締結するものとする。
- (4) 協同組合等は、整備した機械装置を構成員で共同利用するものとする。
- (5) 事業実施主体（公募団体及び協同組合等をいう。以下この別添3の1において同じ。）は、機械装置を取得する前に管理利用規程を設けるものとする。

2 機械装置の処分制限期間

- (1) 1の(2)の規定によりリース事業者から借り受けた機械装置（以下「リース物件」という。）のリース期間及び、1の(1)の規定により整備した機械装置（以下「取得物件」という。）を1の(3)の規定により原皮事業者に貸し付ける場合の貸付期間は、独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

ただし、処分制限期間が10年未満のものにあっては70パーセント（1年未満の端数切捨て）、10年以上のものにあっては60パーセント（1年未満の端数切捨て）まで短縮することができるものとする。

- (2) (1)のただし書によりリース期間又は貸付期間を短縮する場合は、処分制限期間において原皮事業者が引き続き当該取得物件を管理・利用し、補助条件を継承する場合に限り、取得物件を原皮事業者に譲渡することができるものとし、譲渡された後の取得物件について、処分制限期間内は、善良なる管理者の注意をもって適切に管理するものとする。なお、公募団体は、リース物件を譲渡しようとする場合、リース事業者から当該リース物件の譲渡を受けるものとする。
- (3) 公募団体は、(2)の規定により取得物件を譲渡しようとする場合、あらかじめ理事長の承認を受けるものとする。

3 第2の2の(1)の事業に係る補助金の返還等

- (1) 公募団体は、機械装置の処分制限期間内において、原皮事業者から当該機械装置の利用状況の報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込み

がないと認めるときは、原皮事業者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

ア リース契約を解約又は解除したとき。

イ 事業に参加する原皮事業者が経営を中止したとき。

ウ 借り受けた機械装置が、処分制限期間内に消滅又は消失したとき。

エ 申請書等に虚偽の記載をしたとき。

オ リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。

カ 変更の届出、報告等を怠ったとき。

キ その他理事長が必要と認めるとき。

- (2) リース物件については、本事業により取得した財産とみなすものとし、処分制限期間内において事業を中止しようとする場合は、原皮事業者は、畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）14の（5）の規定に基づき公募団体が定める額を返還するものとする。
- (3) 事業実施主体が機械装置を導入する場合も（1）と同様とし、（1）に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないときは、財産処分の例による額を機構に返還するものとする。

第4 事業の実施

1 行動規範等の作成

- (1) 原皮事業者は、あらかじめ、法令順守等に関し実践すべき具体的行動の基準（以下「行動規範」という。）を規定した文書（所属する団体の行動規範を遵守することを誓約した文書を含む。（以下「行動規範等」という。））を作成し、公募団体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、第2の2の（1）及び（2）の取組の実施に当たっては、あらかじめ行動規範に規定した文書を作成するとともに、原皮事業者から提出を受けた行動規範等を取りまとめの上、これら文書を第7の1の補助金交付申請書に添付して理事長に提出するものとする。

2 みどりの食料戦略システムによる環境負荷軽減に向けた取組強化

- (1) 協同組合等及び原皮事業者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、協同組合等にあつては機構、原皮事業者にあつては公募団体に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、

これを協同組合等にあつては機構、原皮事業者にあつては公募団体に提出するものとする。

- (2) 公募団体は、全ての原皮事業者から当該「みどりチェック」チェックシートを収集し、その一覧を第7の1の交付申請時、第7の2の変更承認申請時及び第7の4の実績報告時に理事長へ提出するものとする。一覧には、原皮事業者の氏名及び住所の情報を含めるものとする。

3 事業の委託

- (1) 事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業の一部を委託する場合は、委託契約を締結するものとする。

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和8年度とする。

第5 事業の推進指導

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体と連携を努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 原皮事業者は、事業実施主体及び都道府県の指導の下、関係機関、関係団体との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、この事業が適正かつ円滑に実施されるよう、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、関係者に対する指導その他必要な支援について努めるものとする。

第6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第7 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

2 補助金の変更交付申請

事業実施主体は、補助金交付決定があつた後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものと

する。なお、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号認可）第80条第1項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合には、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに、別紙様式第4号の畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、理事長に提出するものとする。

第8 運営状況等の報告

- 1 原皮事業者は、公募団体から借り受けた物件（リース物件を含む。（取得価格又は効用の増加価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。）が50万円未満は除く。）に係る別紙様式第5号の1の畜産副産物等処分推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）運営状況報告書を作成し、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、毎年度、公募団体に提出するものとする。
- 2 公募団体は、原皮事業者から提出を受けた1の運営状況報告書を取りまとめの上、自らが管理利用する取得物件と合わせて別紙様式第5号の2の畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）運営状況報告書を作成し、毎年6月30日までに理事長に提出するものとする。
- 3 協同組合等は、自らが管理利用する取得物件について、別紙様式第5号の2の畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）運営状況報告書を作成し、毎年6月30日までに理事長に提出するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自ら又は全国協議会若しくは都道府県協議会の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第10 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

2 電磁的記録による整備保管

1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることがで

きる。

3 事業の実施状況の聴取等

(1) 理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じ、事業実施主体及び原皮事業者に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

(2) 公募団体は、事業実施状況及び事業実績について原皮事業者に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

別表

補助対象経費の内容及び補助率

| 区 分 | 補助対象経費 | 補助率 |
|-------------------------------------|--|---|
| 1 国産原皮分析評価等推進 | 検討会の開催、事例調査、分析・評価、リーフレット等の作成・配布等に必要な経費 | 定額 |
| 2 国産原皮品質向上等推進 | | |
| (1) 高品質な原皮を生産するために必要な機械装置の整備 | 機械装置（フレッシュマシン等）の整備に必要な経費 | 1 / 2 以内 |
| (2) (1) で整備した機械装置により生産した原皮の品質の検証・確認 | 品質が向上していることの検証・確認に必要な経費 | 定額 （原皮のウェットブルーへの加工を委託する取組について次のとおり支援するものとする。 牛原皮 550 円／枚以内（上限枚数：600 枚／台） 豚原皮 100 円／枚以内（上限枚数：3,200 枚／台） |
| (3) 原皮の付加価値創出のための調査、実証等 | 原皮に付加価値を創出するための調査、実証等に必要な経費 | 定額 |

| | | |
|--------------------|--|----|
| 3 国産原皮新用途 開発等推進 | 検討会の開催、事例調査、分 析・評価、リーフレット等の作 成・配布等に必要な経費 | 定額 |
| 4 国際競争力の強 化等の推進 | 1 から 3 までの取組の推進指 導等に要する経費 | 定額 |

別紙様式第1号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添3の1の第7の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）実施計画書」のとおり。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

| 区 分 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|---|-----|-------|-----|----|
| | | 機構補助金 | その他 | |
| 1 国産原皮分析評価等推進 | | | | |
| 2 国産原皮品質向上等推進 (1) 高品質な原皮を生産するために必要な機械装置の整備 (2) (1)で整備した機械装置により生産した原皮の品質の検証・確認 | | | | |

| | | | | |
|-------------------------|--|--|--|--|
| (3) 原皮の付加価値創出のための調査、実証等 | | | | |
| 3 国産原皮新用途開発等推進 | | | | |
| 4 国際競争力の強化等の推進 | | | | |
| 合 計 | | | | |

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を【 】書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付資料

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

(3) 行動規範等

(4) 「みどりチェック」チェックシート（及びその一覧）

注：添付資料について、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）実施計画書

1 国産原皮分析評価等推進

(1) 検討会の開催 (単位：回、円)

| 時期 | 内容 | 実施回数 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|----|----|------|-----|-------|-----|----|
| | | | | 機構補助金 | その他 | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

注1：内容欄は、必要に応じて別紙を用いる等して、具体的に記述すること（開催予定案、議題、人数、参集範囲等）

2：備考欄には、積算基礎を記載すること。

(2) 事例調査 (単位：回、円)

| 時期 | 内容 | 実施回数 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|----|----|------|-----|-------|-----|----|
| | | | | 機構補助金 | その他 | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

注：備考欄には、積算基礎を記載すること。

(3) 分析・評価 (単位：円)

| 時期 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|----|----|-----|-------|-----|----|
| | | | 機構補助金 | その他 | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

注：備考欄には、積算基礎を記載すること。

(4) リーフレット等の作成配布 (単位：円)

| 内容 | 部数 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|----|----|-----|-------|-----|----|
| | | | 機構補助金 | その他 | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

注：備考欄には、積算基礎を記載すること。また、主な配布先及びその部数についても記載すること。

(5) その他国産原皮の分析・評価等に必要な取組 (単位：円)

| 内容 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|----|-----|-------|-----|----|
| | | 機構補助金 | その他 | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

注：備考欄には、積算基礎を記載すること。

注：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

2 国産原皮品質向上等推進

(1) 国際競争力がある高品質な原皮を生産するために必要な機械装置の整備

| 機械装置名 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|-------|----|-----|-------|-----|----|
| | | | 機構補助金 | その他 | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

注1：内容欄は、台数、購入・リースの区分等を記載すること。

2：備考欄には、積算基礎を記載すること。ただし、見積書を添付することで記載を省略することができる。

3：機械装置を購入する場合は、別紙1を添付すること。

4：機械装置をリースする場合は、別表2を添付すること。

5：整備する機械装置が国際競争力のある高品質な原皮を生産するものであることを説明する理由書（様式自由）を添付すること。

(2) (1) の取組により生産した原皮の品質向上の検証・確認

| 区分 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|----|----|-----|-------|-----|----|
| | | | 機構補助金 | その他 | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

注1：区分欄は、原皮の種別を記載すること。

2：内容欄は、必要に応じて別紙を用いる等して、具体的に記述すること（検証方法、種別ごとの枚数、委託先）

3：備考欄には、積算基礎を記載すること。

(3) 原皮に付加価値を創出するための調査、実証等

| 区分 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|----|----|-----|-------|-----|----|
| | | | 機構補助金 | その他 | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

注1：内容欄は、必要に応じて別紙を用いる等して、具体的に記述すること（調査・実証等の内容、調査先・実証等場所、回数、人数等）

2：備考欄には、積算基礎を記載すること。

3 国産原皮新用途開発等推進

(1) 検討会の開催

(単位：回、円)

| 時期 | 内容 | 実施回数 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|----|----|------|-----|-------|-----|----|
| | | | | 機構補助金 | その他 | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

注1：内容欄は、必要に応じて別紙を用いる等して、具体的に記述すること（開催予定案、議題、人数、参集範囲等）

2：備考欄には、積算基礎を記載すること。

(2) 事例調査

(単位：回、円)

| 時期 | 内容 | 実施回数 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|----|----|------|-----|-------|-----|----|
| | | | | 機構補助金 | その他 | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

注：備考欄には、積算基礎を記載すること。

(3) 分析・評価

(単位：円)

| 時期 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|----|----|-----|-------|-----|----|
| | | | 機構補助金 | その他 | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

注：備考欄には、積算基礎を記載すること。

(4) リーフレット等の作成配布

(単位：円)

| 内容 | 部数 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|----|----|-----|-------|-----|----|
| | | | 機構補助金 | その他 | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

注：備考欄には、積算基礎を記載すること。また、主な配布先及びその部数についても記載すること。

(5) その他国産原皮等の新用途開発等の推進に必要な取組

(単位：円)

| 内容 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|----|-----|-------|-----|----|
| | | 機構補助金 | その他 | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

注：備考欄には、積算基礎を記載すること。

注：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 国際競争力の強化等の推進（1から3までの取組を推進するために必要な取組）

| 時期 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|----|----|-----|-------|-----|----|
| | | | 機構補助金 | その他 | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

別紙 1

機械装置一覧（購入）

| 貸付先 | 機械 装置名等 | 整備台数 | 貸付期間 | 機械装置 価格 | 消費税 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|-----|------------|------|------|------------|-----|-----|-----------|-----|----|
| | | | | | | | 機構 補助金 | その他 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | |

注：1 機械装置を貸付する場合は、貸付先欄に名称及び貸付期間欄に年数を記載すること。

：2 機械装置名等には、機械の名称、型式、規格を記載すること。

：3 同一の貸付先に機械装置を複数貸付する場合は、備考欄に理由を記載すること。

別紙2

機械装置一覧（リース）

| 貸付先 | 機械装置名等 | リース台数 | リース期間 | 機械装置価格 | 消費税 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|-----|--------|-------|-------|--------|-----|-----|-------|-----|----|
| | | | | | | | 機構補助金 | その他 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | |

- 注：1 機械装置名等には、機械の名称、型式、規格を記載すること
 : 2 備考欄には、リース契約会社の名称を記載すること。
 : 3 同一の貸付先に機械装置を複数貸付する場合は、備考欄に理由を記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知（及び令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定の変更の通知）のあった畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添3の1の第7の2の規定に基づき申請します。

注：（ ）書きは2回目以降の変更承認申請時に記載すること。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する事業の内容
別紙様式第1号の記の2に準じて作成すること。
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

| 区 分 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|--|-----|-------|-----|----|
| | | 機構補助金 | その他 | |
| 1 国産原皮分析評価等推進 | | | | |
| 2 国産原皮品質向上等推進 (1) 高品質な原皮を生産するために必要な機械装置の整備 (2) (1) で整備した機械装置 | | | | |

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| により生産した原皮の品質の検証・確認 (3) 原皮の付加価値創出のための調査、実証等 3 国産原皮新用途開発等推進 4 国際競争力の強化等の推進 | | | | |
| 合 計 | | | | |

注1：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を

【 】書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

2：変更部分を2段書きし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添3の1の第7の3の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 補助金概算払請求額

| 区分 | 交付決定 | | 事業遂行状況 (令和 年 月 日現在) | | | 既概算 払受領 額 ④ | 今回 概算払 請求額 ⑤ | 令和 年 月 日 迄予定出 来高 (④+⑤)/ ② | 残額 ②-④- ⑤ |
|----|----------|----------------|------------------------|----------------|-------------------|----------------------|-----------------------|---------------------------------------|-----------------|
| | 事業費 ① | 機構 補助金 ② | 事業費 ③ | 機構 補助金 ④ | 事業費 出来高 ③/① | | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | % | 円 | 円 | % | 円 |
| 合計 | | | | | | | | | |

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名

金融機関名： 支店名：
預金種類：
口座番号：
口座名義：

別紙様式第4号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）について、下記のとおり実施したので、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添3の1の第7の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式「令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）実績書」のとおり。別紙様式第1号の記の2に準じて作成すること。なお、この場合、実績書の2の（2）については、備考欄に検証・確認結果を記載若しくは別途様式（様式自由）に整理したものを添付すること。

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

| 区 分 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|---|-----|-------|-----|----|
| | | 機構補助金 | その他 | |
| 1 国産原皮分析評価等推進 | | | | |
| 2 国産原皮品質向上等推進 (1) 高品質な原皮を生産するために必要な機械装置の整備 (2) (1) で整備した機械装置により生産した原皮の品質の検証・確認 (3) 原皮の付加価値創出のための調査、実証等 | | | | |
| 3 国産原皮新用途開発等推進 | | | | |
| 4 国際競争力の強化等の推進 | | | | |
| 合 計 | | | | |

注1：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を【 】書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

2：変更部分を2段書きし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

4 事業に係る精算額

| 交付決定額 | 確定額 | 概算払受領額 | 精算払請求額 |
|-------|-----|--------|--------|
| | | | |

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名： 支店名：

預金種類：

口座番号：

口座名義：

7 添付資料

「みどりチェック」チェックシート（及びその一覧）

別紙様式第5号の1

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）運営状況報告書

番 号
年 月 日

殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年度における畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）について、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添3の1の第8の1の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名：
- 2 運営状況
別紙「機械装置の利用状況表」のとおり

別紙（別紙様式第5の1関係）

機械装置の利用状況表

| 機械装置名等 | 年次数 (年度) | 原皮処理枚数 | | 稼働日数 | 備考 |
|--------|----------------|--------|---|------|----|
| | | 牛 | 豚 | | |
| | 1年目 (令和 年度) | 枚 | 枚 | 日/年 | |
| | 2年目 (令和 年度) | | | | |
| | 3年目 (令和 年度) | | | | |
| | 4年目 (令和 年度) | | | | |
| | 5年目 (令和 年度) | | | | |
| 合計 | | | | | |

- 注：1 機械装置名等には、機械の名称、型式、規格を記載すること
 : 2 備考欄には、購入又はリースの別を記載すること

別紙様式第5号の2

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）運営状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年度における畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）について、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添3の1の第8の2（協同組合等の場合は第8の3）の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名：
- 2 運営状況
別紙「機械装置の利用状況表」のとおり

注：取得物件を原皮事業者に貸し付けている場合は、原皮事業者から提出があった別紙様式第5号の1を添付すること

別紙（別紙様式第5の2関係）

機械装置の利用状況表

| 機械装置名等 | 年次数 (年度) | 原皮処理枚数 | | 稼働日数 | 備考 |
|--------|----------------|--------|---|------|----|
| | | 牛 | 豚 | | |
| | 1年目 (令和 年度) | 枚 | 枚 | 日/年 | |
| | 2年目 (令和 年度) | | | | |
| | 3年目 (令和 年度) | | | | |
| | 4年目 (令和 年度) | | | | |
| | 5年目 (令和 年度) | | | | |
| 合計 | | | | | |

- 注：1 機械装置名等には、機械の名称、型式、規格を記載すること
 : 2 備考欄には、購入又はリースの別を記載すること
 : 3 機械装置が複数ある場合は、行を追加して記載すること

別紙様式第6号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定のあった畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち国際競争力の強化等）について、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添3の1の第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合は、記載すること））

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け 農畜機第 号による補助金の額の確定額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通期手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・事業実施主体が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）「確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等の売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料